

## ○講習指導員教養実施要領の制定について(通達)

(平成3年2月21日岡運免第52号/岡運教第53号警察本部長例規)

**改正** 平成4年2月岡運免第89号・岡運教第57号 平成4年12月第390号・第295号  
平成8年8月岡運教第155号 平成10年3月岡運教第52号  
平成18年3月岡務第68号 平成24年12月岡運管第109号  
平成25年11月岡運免第769号・岡運管第117号 令和5年2月10日岡運管第15号

各部長・参事官・所属長

運転者教育の重要性が増大している今日、資質に優れた熱意あふれる指導員による講習体制を確立するため、この度、みだしの要領を別添のとおり制定したので、効果的な運用に努められたい。

別添

岡山県講習指導員教養実施要領

### 第1 目的

この要領は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第108条の2第1項第3号及び第11号並びに第13号に規定する講習(以下「講習」という。)を行う指導員(以下「講習指導員」という。)に対して、講習を行う場合に必要な知識及び技能を習得させるとともに人格、識見の向上を図るために行う教養に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 教養の実施

- 1 岡山県警察本部長(以下「本部長」という。)は、法第108条の2第3項の規定により、岡山県公安委員会が講習の実施を委託する者(以下「受託機関」という。)の講習指導員としての資質を向上させるため必要な教養を行うものとする。
- 2 本部長は、1に定める教養を、交通部運転管理課長(以下「運転管理課長」という。)に実施させるものとする。ただし、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第38条第11項第1号の表の第一欄の一の項に規定する優良運転者講習にのみ従事する講習指導員に対する教養についてはは交通部運転免許課長(以下「運転免許課長」という。)に実施させるものとし、教養内容、教養時間等はその都度運転免許課長が策定するものとする。

### 第3 教養の内容

#### 1 教養重点

- (1) 更新時講習指導員については、次に掲げる事項に重点をおいた教養を実施するものとする。
  - ア 講習指導員としての資質の向上に関する事項(教育学、心理学、危険学等を含む。)

イ 運転者の資質を向上させるために必要な知識

ウ 道路交通の現状及び交通事故の実態

エ 自動車等の運転についての必要な知識

(2) 違反者・停止処分者講習指導員については、(1)に定める教養重点のほか、次に掲げる事項に重点をおいた教養を実施するものとする。

ア 自動車の運転技能指導及び運転技能診断要領

イ 運転適性検査について必要な知識及び個別指導(カウンセリング)要領

## 2 教養時間

新たに違反者講習・停止処分者講習指導員になろうとする者に対しては29時間、新たに更新時講習指導員になろうとする者に対しては23時間の養成教養を行うものとする。

## 3 教養の内容

教養の内容は、別添「養成教養の科目及び時間の基準表」に基づき実施するものとする。

## 4 研修会

運転管理課長は、四半期ごとに研修会を開催し、交通事故の傾向及び道路交通法令の改正等に関する教養及び講習に関する意見交換を行い、指導員の講習技能の向上及び専門的知識の習得を図るものとする。

## 5 随時教養

運転管理課長及び運転免許課長は、4に規定する研修会のほか、必要に応じて教養を行い、講習指導員の知識及び能力の向上に努めるものとする。

## 第4 教養推進上の留意事項

### 1 教養計画の策定

教養計画の策定に当たっては、関係機関等と十分協議するものとする。

### 2 効果的な教養の推進

講習指導員の能力、性格、交通警察の経験の有無等を十分把握し、講習指導員のレベルに応じた教養を実施するものとする。

### 3 講習の実施状況の点検

運転管理課長及び運転免許課長は、講習の実施状況について、講習の水準が維持され、講習が適正に行われているか随時点検を行うこと。

## 第5 その他

この要領に定めるもののほか、講習指導員の教養に関し必要な細部事項は、運転管理課長が別に定める。

別添

養成教養の科目及び時間の基準表

区分	教養科目	教養細目	教養内容	教養時間	
一般教養	1 訓育	1) 職責の自覚 2) 人格の陶冶 3) 講習の重要性	教育者としての誇りと自覚を持たせるため、良識の涵養と品位、規律の保持等、指導員の心構えについて説明し身につけさせるとともに、職業として指導員を選択する者の使命と責任及び講習の重要性を理解させる。	2	5
	2 職場の概要	1) 組織機構 2) 服務規程	組織機構と服務規程について理解させる。	1	
	3 受講者の接遇要領	1) 指導員のマナー 2) 話し方	言語、態度、服装等指導員としての基本的マナーと応接テクニック及び話法技術を説明し身につけさせる。	1	
	4 講習事務の概要	1) 規程、要綱 2) 事務処理要領 3) 講習事務の見学	講習に関する公安委員会規程、要綱等を説明し、講習事務を見学させて一連の事務の流れを理解させる。	1	
基礎教養	1 交通情勢	1) 交通事故の現状と特徴 2) 交通規制と取締りの現状 3) 事故防止対策	最近の交通事故の傾向と特徴及び交通規制と取締りの現状をはじめ、子供、高齢者、初心運転者及び二輪車の交通事故防止対策についての要点を説明し理解させる。	1	6
	2 交通関係法令	1) 道路交通法等 2) 損害賠償と保険制度	講習業務に必要な交通関係法令の知識をはじめ、運転免許と点数制度及び損害賠償と保険制度の仕組みについて説明し理解させる。	2	
	3 教本	1) 運転者の社会的立場 2) 安全マインド 3) 安全	教本のうち、運転者の社会的立場、安全マインド及び安全運転の知識を重点に説明し理解させる。	1	

		運転の基礎知識			
	4 自動車の知識	1) 日常点検要領 2) 自動車の構造、機能、性能	日常点検の点検箇所、点検実施方法と異常箇所発見時の応急措置要領をはじめ、運転及び安全に係る運転制動装置、各種表示装置、乗員保護装置の構造と機能、性能について説明し理解させる。	1	
	5 専門知識	1) 教育学、心理学、危険学	講習指導員は、教育学、心理学等の専門知識を持ち備えていなければならないことから、有識者等による教養を行い幅広い専門的な知識を習得させる。	1	
実務教養	1 講習教案の作成	1) カリキュラム、教材の作成 2) 講習資料の収集と活用方法	カリキュラムを作成する上での基本的事項や教材の作成及び講習資料の収集とその活用方法について説明し、実際に講習教案を作成させ、その要領を身につけさせる。	4	16
	2 視聴覚教材の取扱い要領	1) 視聴覚機器の種類、特性 2) 実技訓練	OHP、スライド映写機、VTR等各種視聴覚機器の種類と特性及びその取扱方法等について説明し、実技訓練を通じて機器の操作要領を体得させる。	1	
	3 学級別講習要領	1) 学級別対象の特性 2) 効果的な講習方法	飲酒、速度、事故等の各学級別対象の特性を理解させ、各対象に適した講習手法と教材の活用方法等を具体的に説明する。	2	
	4 講習模擬実習	1) 視聴覚機器の活用 2) 講評と指導、助言	視聴覚機器を活用しての講習模擬実習を行い、講習の知識と技法を体得させるとともに、講評と必要な指導、助言を行う。	3	
	5 運転適性検査技法	1) 機器の取扱い 2) 適性検査判定要領	CRT、シミュレーター等の適性検査機器の取扱いと検査方法、ペーパーテストの実施要領、面接による指導、助言要領等を説明するとともに、実技を通して知識、技能を体得させる。	2	
	6 運転技能診断要領	1) 運転技能診断と指導 2) 運転	運転適性検査結果を踏まえた運転技能診断要領と指導、助言の方法を説明し、運転技能診断の実施状況を見学させ理解させる。	1	

		技能診断 状況の見学			
	7 危険 予知、判 断、訓練	1) 自動 車を運転 しての訓 練 2) シミ ュレーシ ョン技法 を用いた 訓練	実車による急制動、コーナリング、危険回避訓練を行い、運転中の危険予知判断能力を体得させるほか、交差点、カーブ地点等道路交通の場に潜む危険性について、数箇所の危険場面をトランスペアレンシー、スライド、ビデオ等を用いて模擬場面(シミュレーション)をつくり、危険予知能力と的確な対応措置を養わせる。	2	
	8 緊急 時の対策	1) 非常 事態宣言 2) 緊急 措置方法	大地震発生時の措置や人間行動の理解、対応策及び救護法を含む緊急措置法、運転中の緊急危険場面での対応等について理解させる。	1	
その 他	1 検討 会	1) 意見 交換 2) アン ケート調 査	検討会を開催し相互の意見交換や問題点を抽出するためのアンケート調査を行うなどして、教養方法及び内容等の充実を図る。	1	2
	2 教養 効果の測 定	1) 個別 面接 2) 筆 記、実技 試験	教養効果を確認するため、個別面接や教養科目の筆記考査、講習演技等の実技試験等を実施する。	1	
合計				29	

備考

更新時講習にのみ従事する講習指導員については、基礎教養のうち教養科目 4 及び実務教養のうち教養科目 5 から 7 までの教養は不要とする。